

報告第四号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、令和二年度江戸川区一般会計補正予算（第一号）を別添のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和二年五月二十二日

江戸川区長 齊 藤 猛

令和 2 年度江戸川区一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度江戸川区の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71,925,838 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 338,351,523 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 30 日専決

江戸川区長 斉藤 猛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
13 国 庫 支 出 金		57,764,822	71,462,169	129,226,991
	2 国 庫 補 助 金	4,763,013	71,462,169	76,225,182
18 繰 越 金		2,574,041	463,669	3,037,710
	1 繰 越 金	2,574,041	463,669	3,037,710
補正されなかった款項に係る額		206,086,822		206,086,822
歳 入 合 計		266,425,685	71,925,838	338,351,523

歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
9 生 活 振 興 費		11,189,681	463,669	11,653,350
	2 商 工 ・ 農 業 水 産 費	1,524,040	463,669	1,987,709
10 福 祉 費		73,368,452	70,641,691	144,010,143
	1 社 会 福 祉 費	33,487,825	70,641,691	104,129,516
11 子 ど も 家 庭 費		62,681,096	820,478	63,501,574
	1 児 童 福 祉 費	57,985,241	820,478	58,805,719
補正されなかった款項に係る額		119,186,456		119,186,456
歳 出 合 計		266,425,685	71,925,838	338,351,523